

発行者情報

- 【表紙】
- 【公表書類】 発行者情報
- 【公表日】 2020年12月25日
- 【発行者の名称】 清鋼材株式会社
(SUGA STEEL Co., LTD.)
- 【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 星野 陽一
- 【本店の所在の場所】 新潟県糸魚川市寺島三丁目8番1号
- 【電話番号】 (025)553-0121 (代表)
- 【事務連絡者氏名】 取締役経営管理部長 山本 正人
- 【担当 J-Adviser の名称】 フィリップ証券株式会社
- 【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】 代表取締役 下山 均
- 【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋兜町4番2号
- 【担当 J-Adviser の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】 <https://www.phillip.co.jp/>
- 【電話番号】 (03)3666-2101
- 【取引所金融商品市場等に関する事項】 東京証券取引所 TOKYO PRO Market
なお、振替機関の名称及び住所は下記の通りです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
- 【公表されるホームページのアドレス】 清鋼材株式会社
<https://www.suga-steel.com/>
株式会社東京証券取引所
<https://www.jpx.co.jp/>
- 【投資者に対する注意事項】
- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
 - 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知らなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
 - 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおい

ては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第54期中	第55期中	第53期	第54期
会計期間	自 2019年4月1日 至 2019年9月30日	自 2020年4月1日 至 2020年9月30日	自 2018年4月1日 至 2019年3月31日	自 2019年4月1日 至 2020年3月31日
売上高 (千円)	1,986,482	1,438,249	4,491,799	3,736,235
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△33,135	△36,693	62,305	△113,719
親会社株主に帰属する中間(当期)純損失(△) 又は親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	△46,565	△36,886	12,596	△204,845
中間包括利益又は包括利益 (千円)	△68,030	△56,430	△28,268	△225,390
純資産額 (千円)	817,542	600,437	893,544	660,227
総資産額 (千円)	3,247,067	2,717,437	3,377,650	2,948,576
1株当たり純資産額 (円)	2,168.88	1,458.82	2,411.00	1,631.40
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	15.00 (-)	- (-)
1株当たり中間(当期)純損失(△) 又は1株当たり当期純利益 (円)	△155.69	△123.28	45.37	△684.79
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	20.0	16.1	21.4	16.6
自己資本利益率 (%)	△6.8	△8.0	1.7	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	62.9	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	78,816	78,957	118,816	151,394
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△179,075	△18,845	△133,769	△205,926
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	39,164	△155,458	228,909	△76,750
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円)	500,992	326,332	571,889	434,796
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	242 (14)	232 (13)	243 (12)	240 (13)

(注1) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

(注2) 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注3) 株価収益率について、第53期は当社株式が非上場であるため、第54期中間期、第54期及び第55期中間期は1株当たり中間(当期)純損失であるため、記載しておりません。

(注4) 配当性向について、第54期中間期、第54期及び第55期中間期は配当を行っていないため、記載しておりません。

(注5) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を()外数で記載しております。

2【事業の内容】

前連結会計年度の発行者情報を公表した2020年6月26日以降、当発行者情報提出日までにおいて、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

前連結会計年度の発行者情報を公表した2020年6月26日以降、当発行者情報提出日までにおいて、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2020年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
日本	48 (13)
中国	158 (－)
タイ	26 (－)
合計	232 (13)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を()外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

2020年9月30日現在

従業員数(名)	48 (13)
---------	---------

(注1) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を()外数で記載しております。

(注2) 当社は日本地域の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日）の世界経済は、米中貿易摩擦や英国のEU離脱問題、アジア新興国や資源国等の成長鈍化など不透明感があつた中で、新型コロナウイルス感染症が世界規模で拡大し、経済活動が停滞しております。また、日本経済は、企業収益や雇用環境が改善基調にありましたが、消費税増税に伴う個人消費の減少や、不安定な国際情勢や金融資本市場等による国内景気への影響に対する懸念、加えて新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う経済活動の停滞長期化等により、先行き不透明な状況にあります。

当社グループが営む鋼材加工事業の主要市場である建設機械業界及び産業機械業界の需要動向は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けてサプライチェーンが断絶して生産活動が停滞するなど、2020年度は国内外ともに需要が減少する見込みです。2021年度は海外を中心に需要が回復するとの見込みもありますが、国内では住宅投資や民間設備投資が低調に推移するとの見込みもあり、需要が回復するかは不透明な状況です。

このような市場環境・経営環境の中で、当中間連結会計期間の売上高は1,438,249千円（前年同期比27.6%減）、営業損失は37,870千円（前年同期は営業損失8,143千円）、経常損失は36,693千円（同経常損失33,135千円）、親会社株主に帰属する中間純損失は36,886千円（同親会社株主に帰属する中間純損失46,565千円）となりました。

セグメント別の業績は次の通りです。

(日本)

売上高は792,808千円（前年同期比24.8%減）、セグメント損失は27,860千円（前年同期はセグメント損失31,800千円）となりました。2019年8月以降、建機市況が停滞していた中で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が加わって受注が減少しましたが、足元では回復傾向にあります。

(中国)

売上高は562,704千円（前年同期比29.8%減）、セグメント利益は1,023千円（前年同期比96.4%減）となりました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、中国国内で生産活動が停滞して受注が減少しましたが、足元では回復傾向にあります。

(タイ)

売上高は82,736千円（前年同期比36.4%減）、セグメント損失は11,033千円（前年同期はセグメント損失4,463千円）となりました。東南アジア全域の建機需要が低調に推移していた中で新型コロナウイルス感染症拡大の影響が加わり、受注が減少しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は326,332千円（前連結会計年度末比108,463千円減少）となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下の通りです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は78,957千円（前年同期は78,816千円の獲得）となりました。主な増加要因は減価償却費69,650千円、売上債権の減少額55,065千円等、主な減少要因は税金等調整前中間純損失35,595千円等です。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は18,845千円（前年同期は179,075千円の使用）となりました。主な減少要因は有形固定資産の取得による支出20,562千円等です。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は155,458千円（前年同期は39,164千円の獲得）となりました。主な減少要因は短期借入金の純減少額152,970千円、長期借入金の返済による支出29,633千円等、主な増加要因は長期借入

れによる収入40,000千円等です。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当中間連結会計期間の生産実績をセグメントごとに示すと、以下の通りです。

セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	前年同期比 (%)
日本 (千円)	481,260	80.5
中国 (千円)	523,996	71.9
タイ (千円)	64,042	55.4
合計 (千円)	1,069,298	74.1

(注1) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(注2) 日本セグメントに太陽光発電事業の生産実績は含めておりません。

(2) 受注実績

当中間連結会計期間の受注実績をセグメントごとに示すと、以下の通りです。

セグメントの名称	受注高		受注残高	
	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	前年 同期比 (%)	当中間連結会計期間末 (2020年9月30日)	前年 同期比 (%)
日本 (千円)	612,634	81.0	60,806	87.8
中国 (千円)	652,353	67.0	124,757	74.7
タイ (千円)	74,490	66.4	8,451	76.7
合計 (千円)	1,339,478	72.7	194,015	78.5

(注1) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(注2) セグメント間の取引については相殺消去しています。

(注3) 日本セグメントに太陽光発電事業の受注実績は含めておりません。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間の販売実績を示すと、次の通りです。

セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	前年同期比 (%)
日本 (千円)	792,808	75.2
中国 (千円)	562,704	70.2
タイ (千円)	82,736	63.6
合計 (千円)	1,438,249	72.4

(注1) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(注2) セグメント間の取引については相殺消去しています。

(注3) 前中間連結会計期間及び当中間連結会計期間主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次の通りであります。

相手先	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
杭州神鋼建設機械有限公司 (注5)	—	—	188,564	13.1
丰田工業 (昆山) 有限公司 (注5)	—	—	154,826	10.8
コベルコ建機株 (注5)	—	—	145,138	10.1

(注3) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(注4) 前中間連結会計期間は、割合が10%未満のため、記載を省略しております。

3【対処すべき課題等】

前連結会計年度の発行者情報を公表した2020年6月26日以降、本中間発行者情報提出日までにおいて、当社グループの対処すべき課題等について、重要な変更はありません。

4【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事象として、以下(1)に記載いたします。また、当社株式の(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下(2)に記載いたします。

なお、本文の将来に関する事項は当中間連結会計期間の末日時点において当社グループが判断したものです。

(1) 新型コロナウイルス感染拡大の影響について

①特定市場に対する依存度について

当社グループは建設機械向けの鋼材加工販売を主な事業としていることから、建設機械事業各社との取引比率が高く、建設機械業界向けの売上高が連結売上高の約8～9割を占めております。この傾向は今後とも継続することが見込まれます。建設機械業界は、日本国内における建設市場の、特に交通インフラや通信インフラといったインフラ建設に関する経済動向により大きな影響を受けております。このため、景気動向や当該市場の経済環境の変化により建設機械業界全体が影響を受けた場合、当社グループの事業活動及び業績に影響を及ぼす可能性があります。現時点で顕在化している問題はありませんが、今後、新型コロナウイルス感染拡大の状況次第によっては、これらの動向が変動し、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

②特定の地域情勢の影響について

当社グループの昆山清陽精密機械有限公司は中国江蘇省で生産を行っております。当中間連結会計期間における地域別の売上高の約39%を中国が占めていることから、中国は重要な事業展開地域であると考えております。このため、今後中国の経済、政治、法律、社会情勢等に何らかの変化があった場合、当社グループの事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③為替レートの変動について

当社グループは、生産拠点及び販売拠点を日本、中国及びタイに有しております。

当社グループの原材料調達、販売等の営業活動、海外事業等による外貨建資産及び負債は、為替レート変動の影響を受ける恐れがあり、現時点で顕在化している問題はありませんが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、海外における生産能力の低下や、仕入価格の高騰などにより、必要とする輸入量を確保できなくなる可能性があります。

③原材料等の価格変動について

当社グループが提供する製品の原材料である鉄鋼製の部材は、鉄鋼を取り扱う国内外の専門商社等から品質を厳選して仕入を行っておりますが、その価格は商品相場、為替、政治情勢、需給ギャップ等の影響を受けて変動いたします。材料費の増加については他の原価低減や販売価格の見直しによって対応し、また適時の調達・生産の問題については関係部門の連携を密にすることによってこれらの影響を最小限に抑えることに努めております。現時点で顕在化している問題はありませんが、今後、新型コロナウイルス感染拡大の影響により価格が高騰した場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

④自然災害等について

当社グループは、生産拠点及び販売拠点を日本、中国及びタイに有しております。

これらの拠点において、地震、風水害、火災等の災害又は事故が発生した場合は、各拠点ごとに被害を最小限に低減すべく努力しますが、被害状況によっては、又は社会インフラの損壊など予想を超える事態が生

じた場合には、当該生産拠点における生産活動が停止し、製品の出荷が停止若しくは遅延し、又は設備の修理、代替等のため多大な損失・費用を被る可能性があります。また、新型インフルエンザ等の感染症及び国内外の電力供給問題等の発生により当社グループの生産能力が悪影響を受ける可能性があります。これらの事象が発生した場合、当社グループの業績などに影響を及ぼす可能性があります。

(2) J-Adviserとの契約について

当社グループは、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに2019年9月26日に上場いたしました。当社では、フィリップ証券(株)を担当J-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、2018年2月21日にフィリップ証券(株)との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、当発行者情報公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株)（以下「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及び、bに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、

法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合
甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。)
甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
 - (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - (b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること
及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合(甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう)又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日
 - (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社(当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。)が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む。)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。))

についての書面による報告を受けた日)

- c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合(③bの規定の適用を受ける場合を除く。)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はこれらiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為)を行った場合で、当該上場会社が実質的な存続会社でないとして乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合(当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないとして判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものを除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。)
b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、

- 甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
 - e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
 - f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
 - g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑩全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑪反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めた場合。

⑫その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、本中間連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものです。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当中間連結会計期間末における流動資産の残高は1,214,885千円で、前連結会計年度末に比べ161,309千円減少しております。現金及び預金の減少108,465千円、電子記録債権の減少61,734千円が主な変動要因です。

(固定資産)

当中間連結会計期間末における固定資産の残高は1,502,551千円で、前連結会計年度末に比べ69,830千円減少しております。機械装置及び運搬具の減少54,239千円が主な変動要因です。

(流動負債)

当中間連結会計期間末における流動負債の残高は1,419,840千円で、前連結会計年度末に比べ186,749千円減少しております。短期借入金の減少168,930千円、未払費用の減少20,248千円が主な変動要因です。

(固定負債)

当中間連結会計期間末における固定負債の残高は697,158千円で、前連結会計年度末に比べ15,399千円増加しております。長期借入金の増加9,591千円が主な変動要因です。

(純資産)

当中間連結会計期間末における純資産の残高は600,437千円で、前連結会計年度末に比べ59,789千円減少しております。親会社株主に帰属する中間純損失36,886千円の計上による利益剰余金の減少、為替換算調整勘定の減少14,753千円が主な変動要因です。

(3) 経営成績の分析

(売上高)

当中間連結会計期間における売上高は1,438,249千円（前年同期比27.6%減少）となりました。2019年夏以降、日本において建機市況が停滞し、東南アジア全体の建機需要も低調に推移する中で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が加わって受注が減少しましたが、足元では回復傾向にあります。

(売上総利益)

当中間連結会計期間における売上総利益は167,257千円（前年同期比30.3%減少）となりました。前年同期と比べて売上原価率が増加した主な要因は、受注減少に伴う人件費率・外注加工費率の増加等です。

(販売費及び一般管理費)

当中間連結会計期間における販売費及び一般管理費は205,128千円（前年同期比17.3%減少）となりました。前年同期と比べて売上高販管費率が増加した主な要因は、人件費率・減価償却費率の増加等です。

(営業利益)

受注減少等により、当中間連結会計期間における営業損失は37,870千円（前年同期は営業損失8,143千円）となりました。

(経常利益)

受注減少等による営業損失の拡大、一方で上場関連費用・資金調達関連費用の減少等により、当中間連結会計期間における経常損失は36,693千円（前年同期は経常損失33,135千円）となりました。

(親会社株主に帰属する中間純利益)

当中間連結会計期間における税金等調整前中間純損失は35,595千円(前年同期は税金等調整前中間純損失33,135千円)、親会社株主に帰属する中間純損失は36,886千円(前年同期は親会社株主に帰属する中間純損失46,565千円)となりました。

(4) キャッシュ・フローの分析

「1 業績等の概要(2) キャッシュ・フローの状況」に記載の通りです。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(株) (2020年9月30日)	公表日現在発行数(株) (2020年12月25日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,200,000	900,000	300,000	300,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	1,200,000	900,000	300,000	300,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2020年4月1日～ 2020年9月30日	—	普通株式 300,000	—	100,000	—	55,000

(6) 【大株主の状況】

2020年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式 数の割合(%)
星野 陽一	東京都北区	129,000	43.00
東京中小企業投資育成(株)	東京都渋谷区渋谷3-29-22	90,000	30.00
星野 美智子	東京都北区	42,000	14.00
星野 大輝	東京都北区	28,000	9.33
松木 豊一	新潟県糸魚川市	2,000	0.66
(有)バンノー (注1)	長野県佐久市長土呂22-6	1,820	0.61
星野 清士	東京都北区	1,000	0.33
星野 壽子	東京都北区	1,000	0.33
松澤 一寛	新潟県糸魚川市	1,000	0.33
林 憲人	群馬県藤岡市	1,000	0.33
渡辺 正	新潟県糸魚川市	1,000	0.33
吉田 豊	新潟県糸魚川市	1,000	0.33
計	—	298,820	99.61

(注) 上記の他、自己株式が780株(0.26%)あります。当社の持分法適用関連会社である(有)バンノーが所有する当社株式2,600株のうち、当社帰属分である780株を自己株式として記載しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2020年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(相互保有株式) 普通株式 2,600	—	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。単元株式数は100株であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 297,400	2,974	同上
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	300,000	—	—
総株主の議決権	—	2,974	—

②【自己株式等】

2020年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
(相互保有株式) (有)バンノー (注)	長野県佐久市長 土呂22-6	2,600	—	2,600	0.9
計	—	2,600	—	2,600	0.9

(注) (有)バンノーは、当社の持分法適用関連会社です。

2【株価の推移】

月別	2020年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高 (円)	—	—	—	—	—	—
最低 (円)	—	—	—	—	—	—

(注1) 最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおける取引価格であります。

(注2) 2020年4月から9月までにおいては売買実績がありません。

3【役員の状況】

前連結会計年度の発行者情報を公表した2020年6月26日以降、本中間発行者情報提出日までにおいて、重要な役員の異動はありません。

第6【経理の状況】

1 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1999年大蔵省令第24号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間(2020年4月1日から2020年9月30日まで)の中間連結財務諸表について、監査法人コスモスにより中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)		当中間連結会計期間 (2020年9月30日)	
資産の部				
流動資産				
現金及び預金		434,834		326,369
受取手形及び売掛金		345,464		348,126
電子記録債権		192,338		130,604
商品及び製品		127,494		134,102
仕掛品		31,608		36,734
原材料及び貯蔵品		214,524		207,033
その他		29,930		31,944
貸倒引当金		—		△30
流動資産合計		1,376,194		1,214,885
固定資産				
有形固定資産				
建物及び構築物（純額）	※2	368,208	※2	347,648
機械装置及び運搬具（純額）	※2	603,945	※2	549,705
土地	※2	420,548	※2	418,028
リース資産（純額）		19,311		16,904
建設仮勘定		—		13,504
その他（純額）		31,387		27,871
有形固定資産合計	※1	1,443,401	※1	1,373,662
無形固定資産				
ソフトウェア		7,278		6,019
リース資産		978		13,566
その他		1,275		1,275
無形固定資産合計		9,533		20,861
投資その他の資産				
投資有価証券	※3	6,321	※3	739
長期前払費用		33,955		26,944
保険積立金		74,963		76,141
繰延税金資産		867		867
その他		3,720		3,714
貸倒引当金		△380		△380
投資その他の資産合計		119,447		108,027
固定資産合計		1,572,381		1,502,551
資産合計		2,948,576		2,717,437

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	275,642	278,017
短期借入金	※4 1,133,820	※4 964,890
1年内返済予定の長期借入金	※2 59,766	※2 59,267
リース債務	6,964	10,556
未払金	49,751	40,489
未払費用	64,048	43,800
未払法人税等	1,387	595
未払消費税等	1,955	11,289
賞与引当金	9,800	7,237
その他	3,452	3,696
流動負債合計	1,606,589	1,419,840
固定負債		
長期借入金	※2 590,405	※2 599,997
リース債務	12,689	18,292
退職給付に係る負債	8,600	10,754
繰延税金負債	70,064	68,114
固定負債合計	681,759	697,158
負債合計	2,288,349	2,116,999
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金	73,758	73,758
利益剰余金	256,046	219,159
自己株式	△390	△390
株主資本合計	429,415	392,528
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	58,733	43,980
その他の包括利益累計額合計	58,733	43,980
非支配株主持分	172,078	163,929
純資産合計	660,227	600,437
負債純資産合計	2,948,576	2,717,437

② 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
売上高	1,986,482	1,438,249
売上原価	1,746,498	1,270,991
売上総利益	239,983	167,257
販売費及び一般管理費		
給料及び賞与	65,220	58,319
役員報酬	20,075	19,291
賞与引当金繰入額	4,040	1,641
法定福利費	13,643	9,600
福利厚生費	11,873	7,551
減価償却費	15,600	17,481
貸倒引当金繰入額	△60	30
運送費及び保管費	48,573	38,783
その他	69,159	52,429
販売費及び一般管理費合計	248,126	205,128
営業損失(△)	△8,143	△37,870
営業外収益		
受取利息	1,882	1,467
受取家賃	2,410	2,580
保険解約返戻金	—	3,788
助成金収入	—	7,852
その他	4,986	6,455
営業外収益合計	9,279	22,144
営業外費用		
支払利息	11,303	11,630
支払手数料	5,642	3,375
持分法による投資損失	3,238	5,581
上場関連費用	13,000	—
その他	1,087	380
営業外費用合計	34,272	20,966
経常損失(△)	△33,135	△36,693
特別利益		
固定資産売却益	—	※ 1,097
特別利益合計	—	1,097
税金等調整前中間純損失(△)	△33,135	△35,595
法人税、住民税及び事業税	10,362	2,991
法人税等調整額	△1,806	△1,765
法人税等合計	8,556	1,225
中間純損失(△)	△41,692	△36,821
非支配株主に帰属する中間純利益	4,873	65
親会社株主に帰属する中間純損失(△)	△46,565	△36,886

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
中間純損失(△)	△41,692	△36,821
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	△26,338	△19,609
その他の包括利益合計	△26,338	△19,609
中間包括利益	△68,030	△56,430
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	△67,867	△51,639
非支配株主に係る中間包括利益	△163	△4,790

③ 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本					その他の包括利益累計額		非支配 株主持分	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計	為替換算 調整勘定	その他の包 括利益累計 額合計		
当期首残高	100,000	73,758	465,391	△450	638,700	82,429	82,429	172,415	893,544
当中間期変動額									
剰余金の配当			△4,500		△4,500				△4,500
親会社株主に帰属する中間純損失（△）			△46,565		△46,565				△46,565
その他				15	15				15
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）					—	△21,301	△21,301	△3,649	△24,950
当中間期変動額合計	—	—	△51,065	15	△51,050	△21,301	△21,301	△3,649	△76,001
当中間期末残高	100,000	73,758	414,325	△435	587,649	61,127	61,127	168,765	817,542

当中間連結会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本					その他の包括利益累計額		非支配 株主持分	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計	為替換算 調整勘定	その他の包 括利益累計 額合計		
当期首残高	100,000	73,758	256,046	△390	429,415	58,733	58,733	172,078	660,227
当中間期変動額									
親会社株主に帰属する中間純損失（△）			△36,886		△36,886				△36,886
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）					—	△14,753	△14,753	△8,149	△22,903
当中間期変動額合計	—	—	△36,886	—	△36,886	△14,753	△14,753	△8,149	△59,789
当中間期末残高	100,000	73,758	219,159	△390	392,528	43,980	43,980	163,929	600,437

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純損失 (△)	△33,135	△35,595
減価償却費	76,150	69,650
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△60	30
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△36,005	△2,562
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	934	2,153
受取利息	△1,882	△1,467
支払利息	11,303	11,630
固定資産売却益	—	△1,097
売上債権の増減額 (△は増加)	133,446	55,065
たな卸資産の増減額 (△は増加)	18,336	△11,017
仕入債務の増減額 (△は減少)	△89,657	7,036
未払金の増減額 (△は減少)	△142	△8,514
未払費用の増減額 (△は減少)	35,189	△15,288
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△14,022	9,388
その他	7,317	15,035
小計	107,770	94,446
利息の受取額	1,882	1,467
利息の支払額	△14,885	△15,279
法人税等の支払額	△15,950	△1,677
営業活動によるキャッシュ・フロー	78,816	78,957
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△174,384	△20,562
無形固定資産の取得による支出	△3,534	△613
その他	△1,156	2,330
投資活動によるキャッシュ・フロー	△179,075	△18,845
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△83,937	△152,970
長期借入れによる収入	356,000	40,000
長期借入金の返済による支出	△181,846	△29,633
社債の償還による支出	△30,500	—
リース債務の返済による支出	△6,922	△9,479
配当金の支払額	△4,500	—
非支配株主への配当金の支払額	△3,486	△3,359
その他	△5,642	△15
財務活動によるキャッシュ・フロー	39,164	△155,458
現金及び現金同等物に係る換算差額 (△は減少)	△9,802	△13,116
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△70,897	△108,463
現金及び現金同等物の期首残高	571,889	434,796
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 500,992	※ 326,332

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 3社

連結子会社名：昆山清陽精密機械有限公司、Suga Steel(Thailand)Co.,Ltd.、清エステート(株)

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社の数 1社

持分法適用関連会社名：有限会社バンノー

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社のうち、中間決算日が中間連結決算日(9月30日)と異なる会社は次の通りです。

会社名	中間決算日
昆山清陽精密機械有限公司	6月30日 ※
Suga Steel(Thailand)Co.,Ltd.	6月30日 ※

※ 連結会社相互間の取引に係る会計記録の重要な不一致についての調整又は当該中間決算日と中間連結決算日との間に生じた当該子会社と連結会社以外の会社との取引、債権、債務等に係る重要な変動の調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

(イ) その他有価証券

時価のないもの：移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産

主として個別法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

(イ) 当社

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

建物及び構築物	7～60年
機械装置及び運搬具	2～17年
工具、器具及び備品	2～20年

(ロ) 在外子会社

定額法を採用しております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

均等償却によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当中間連結会計期間に見合う分を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債並びに収益及び費用は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に計上しております。

(6) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理：消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

従来、当社の有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法については、定率法（ただし、2016年3月31日以前に取得した建物（建物附属設備は除く）、及び2016年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を含む）及び構築物については定額法）を採用しておりましたが、当中間連結会計期間より定額法に変更しております。

この変更は、自動化プレス機の設備投資を契機として生産性向上のための合理化や改善策が策定された結果、人員調整の安定化や設備の長期的な安定稼働が見込まれ、また、技術革新による陳腐化リスクも少ないことから、取得原価を使用可能期間にわたり均等に費用配分する定額法が、今後の当社の経営実態をより適正に反映するものと判断したためであります。

この変更により、従来の方によった場合に比べ、当中間連結会計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益はそれぞれ7,679千円増加しております。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額 (減損損失累計額を含む)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	2,222,639千円	2,320,541千円

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次の通りです。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
建物及び構築物 (純額)	139,819千円	130,405千円
機械装置及び運搬具 (純額)	92,540	79,059
土地	343,508	343,508
合計	575,868	552,973

担保付債務は、次の通りです。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
1年内返済予定の長期借入金	20,000千円	20,000千円
長期借入金	280,000	270,000
合計	300,000	290,000

※3 関連会社に対する投資有価証券

関連会社に対する投資有価証券は、次の通りです。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
投資有価証券 (株式)	6,071千円	489千円

※4 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約について

当社は、資金調達の機動性を高めるため、金融機関3行との間に当座貸越契約を、金融機関2行との間に融資枠 (コミットメントライン) をそれぞれ設定しております。なお、これらの契約に基づく借入の実行状況はそれぞれ以下の通りです。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	600,000千円	600,000千円
借入実行残高	600,000	580,000
差引額	—	20,000

(中間連結損益計算書関係)

※ 固定資産売却益の内容は次の通りであります。

	前連結中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
機械装置及び運搬具	—千円	1,097千円
計	—	1,097

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	300,000	—	—	300,000
合計	300,000	—	—	300,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間 末株式数(株)
普通株式 (注1、注2)	900	—	30	870
合計	900	—	30	870

(注1) 当連結会計年度期首の株式数900株及び当中間連結会計期間末の株式数870株は、持分法適用関連会社が所有する自己株式(当社株式)の当社帰属分です。

(注2) (変更事由の概要) 持分法適用関連会社が所有する自己株式(当社株式)の第三者への売却による減少です。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月28日 定時株主総会	普通株式	4,500	15.00	2019年3月31日	2019年6月28日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	300,000	—	—	300,000
合計	300,000	—	—	300,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間 末株式数(株)
普通株式 (注)	780	—	—	780
合計	780	—	—	780

(注) 当連結会計年度期首及び当中間連結会計期間末の株式数780株は、持分法適用関連会社が所有する自己株式(当社株式)の当社帰属分です。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は下記の通りです。

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
現金及び預金勘定	501,028千円	326,369千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△36	△36
現金及び現金同等物	500,992	326,332

(リース取引関係)

内容の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません。（(注2)をご参照ください。）

前連結会計年度（2020年3月31日）

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	434,834	434,834	—
(2) 受取手形及び売掛金	345,464	345,464	—
(3) 電子記録債権	192,338	192,338	—
資産計	972,637	972,637	—
(1) 買掛金	275,642	275,642	—
(2) 短期借入金	1,133,820	1,133,820	—
(3) 未払法人税等	1,387	1,387	—
(4) 未払消費税等	1,955	1,955	—
(5) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	650,171	649,462	△709
負債計	2,062,977	2,062,268	△709

当中間連結会計期間（2020年9月30日）

	中間連結貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	326,369	326,369	—
(2) 受取手形及び売掛金	348,126	348,126	—
(3) 電子記録債権	130,604	130,604	—
資産計	805,100	805,100	—
(1) 買掛金	278,017	278,017	—
(2) 短期借入金	964,890	964,890	—
(3) 未払法人税等	595	595	—
(4) 未払消費税等	11,289	11,289	—
(5) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	659,264	658,545	△719
負債計	1,914,057	1,913,337	△719

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金（1年内返済予定を含む）

元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式については、市場価額がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記表には含めておりません。なお、これらの中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）上の計上額は以下の通りです。

(単位：千円)

区分	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
非上場株式	6,321	739

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

(1) 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び、業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。当社グループは、主に鋼材加工事業を行っており、各地域において現地法人が包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

当社グループは「日本」、「中国」、「タイ」の3つを報告セグメントとしております。

セグメント区分	主要業務
日本	鋼材加工事業（主に建設機械・産業機械用部品の加工・販売）
中国	同上
タイ	同上

(2) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの損益は、営業損益の数値です。セグメント間の内部収益及び、振替高は市場実勢価格等に基づいております。

(3) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注1)	中間連結財務 諸表計上額 (注2)
	日本	中国	タイ	計		
売上高						
外部顧客への売上高	1,054,417	802,040	130,023	1,986,482	—	1,986,482
セグメント間の内部売上高又は振替高	7,801	29,996	—	37,798	△37,798	—
計	1,062,218	832,037	130,023	2,024,280	△37,798	1,986,482
セグメント利益又は損失(△)	△31,800	28,120	△4,463	△8,143	—	△8,143
セグメント資産	2,059,683	1,145,173	407,557	3,612,413	△365,346	3,247,067
セグメント負債	1,663,262	318,402	459,334	2,440,998	△11,474	2,429,524
その他の項目						
減価償却費	26,179	36,512	13,457	76,150	—	76,150

(注1) 調整額の内容は、セグメント間取引消去高です。

(注2) セグメント利益又は損失(△)は、中間連結損益計算書の営業損失(△)と調整を行っております。

当中間連結会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント				調整額 (注1)	中間連結財務 諸表計上額 (注2)
	日本	中国	タイ	計		
売上高						
外部顧客への売上高	792,808	562,704	82,736	1,438,249	—	1,438,249
セグメント間の内部売上高又は振替高	2,926	11,851	—	14,777	△14,777	—
計	795,734	574,555	82,736	1,453,026	△14,777	1,438,249
セグメント利益又は損失(△)	△27,860	1,023	△11,033	△37,870	—	△37,870
セグメント資産	1,765,479	1,035,587	271,014	3,072,080	△354,643	2,717,437
セグメント負債	1,469,390	231,452	416,927	2,117,770	△771	2,116,999
その他の項目						
減価償却費	24,799	33,407	11,442	69,650	—	69,650

(注1) 調整額の内容は、セグメント間取引消去高です。

(注2) セグメント利益又は損失(△)は、中間連結損益計算書の営業損失(△)と調整を行っています。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報の中で同様の情報が開示されているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

セグメント情報の中で同様の情報が開示されているため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

（単位：千円）

日本	中国	タイ	合計
817,526	440,971	285,537	1,544,034

3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報の中で同様の情報が開示されているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

セグメント情報の中で同様の情報が開示されているため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

（単位：千円）

日本	中国	タイ	合計
761,590	406,695	205,376	1,373,662

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
杭州神鋼建設機械有限公司	188,564	中国
丰田工業（昆山）有限公司	154,826	中国
コベルコ建機(株)	145,138	日本

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は次の通りです。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
1株当たり純資産額	1,631.40円	1,458.82
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額 (千円)	660,227	600,437
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	172,078	163,929
(うち非支配株主持分)	(172,028)	(163,929)
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額 (千円)	488,148	436,508
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数 (株)	299,220	299,220

1株当たり中間純損失(△)及び算定上の基礎は次の通りです。

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
1株当たり中間純損失(△)	△155.69円	△123.28円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純損失(△) (千円)	△46,565	△36,886
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純損失(△) (千円)	△46,565	△36,886
普通株式の期中平均株式数 (株)	299,100	299,220
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	該当事項はありません。	該当事項はありません。

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2020年12月25日

清鋼材株式会社
取締役会 御中

監査法人 コスモス
愛知県名古屋市中

代表社員 公認会計士 新開 智之 ⑩
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 長坂 尚徳 ⑩

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている清鋼材株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、清鋼材株式会社及び連結子会社の2020年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に記載されているとおり、従来、会社の有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法については、定率法（ただし、2016年3月31日以前に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を含む）及び構築物については定額法）を採用していたが、当中間連結会計期間より定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役への責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役への責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・中間連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。